

## ●香川県警察本部告示第1号

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

香川県警察本部長 岡 部 正 勝

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成12年香川県警察本部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条の2、第5条関係）			別表（第1条の2、第5条関係）		
警察署	交番又は駐在所	交番	警察署	交番又は駐在所	交番
香川県小豆警察署	略		香川県さぬき警察署	松尾駐在所 富田駐在所 神前駐在所 石田駐在所 多和駐在所 長尾交番 造田駐在所	長尾交番
略			香川県小豆警察署	略	

別記様式第1号（第2条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
年 月 日 警察署長 殿			
〒( ) 住所 申請者 ( ) 局番 氏名 ㊞			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 団			
備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものいふ。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。			
2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。 3 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。			
保管場所の所有者	本人 本人以外 本人及び本人以外の共有人	自動車登録番号 車両番号	連絡先

別記様式第1号（第2条関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
年 月 日 警察署長 殿			
〒( ) 住所 申請者 ( ) 局番 氏名 ㊞			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 団			
備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものいふ。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。			
2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。 3 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。			
自己単独所有・その他	自動車登録番号 車両番号	連絡先	

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置	(変更前)			)
※保管場所標章番号				

上記の事項について届出をします。

警察署長 殿

年 月 日

〒( )  
住所  
届出者 ( ) 局番  
氏名 ( )

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。  
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。  
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。  
 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。  
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のもの）をいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。  
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。  
 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。  
 6 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。  
 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

保管場所の所有者	本人 本人以外 本人及び本人以外の共有	自動車登録番号 車両番号	連絡先
----------	---------------------------	-----------------	-----

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ 幅 高さ	センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置	(変更前)			)
※保管場所標章番号				

上記の事項について届出をします。

年 月 日

〒( )  
住所  
届出者 ( ) 局番  
氏名 ( )

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。  
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。  
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。  
 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。  
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のもの）をいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。  
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。  
 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。  
 6 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。  
 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

自己単独所有・その他	自動車登録番号 車両番号	連絡先
------------	-----------------	-----

### 別記様式第3号（第2条関係）

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

<u>保管場所の所有者</u>	<u>本人</u> <u>本人以外</u> <u>本人及び本人以外の共有</u>
-----------------	--

自動車登録番号  
車両番号

連絡先	

## 附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
  - 改正前の別記様式第1号から別記様式第3号までによる用紙は、当分の間、使用することができる。

### 別記様式第3号（第2条関係）

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自己単独所有・その他

自動車登録番号  
車両番号

連絡先	
-----	--